

所掌事項

- (1) 災害の伝承に係る資料の収集及び保管に関すること。
- (2) 災害の伝承に係る資料の展示、活用方法及び保管に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項に関すること。

設置根拠

宮古市災害伝承協議会要綱（宮古市告示第155号）

設置年月日

R4.7.7

委員定数

15人（未選任）

委員任期

2年

現任委員発令日

—

現任委員任期満了日

—

担当課

交流推進部スポーツ文化課

TEL : 0193-65-7526 内線

FAX : 0193-65-7508

E-mail : spo_bunka@city.miyako.iwate.jp

備考